



平成 20 年 1 月 21 日

各 位

会 社 名 株式会社 不二越  
代表者名 代表取締役社長 井村 健輔  
(コード番号：6 4 7 4 東証第一部)  
問い合わせ先 経営企画部長 薄田 賢二  
T E L (03)5568-5210

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 1 月 21 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 20 年 2 月 20 日開催予定の第 125 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

当社取締役会は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する不適切な買収を防止し、もって当社グループの企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるために、買収防衛策を導入することが、当社にとって必要であると考えております。このような買収防衛策の導入およびそれにもとづく対抗措置の発動については、株主の皆様にも影響を及ぼすことがありうるため、買収防衛策の導入、継続、廃止または変更につきましては、株主の皆様の意思にもとづいて行なうことが望ましいと考えております。

このため、買収防衛策の導入、継続、廃止または変更について株主の皆様の意思を法的に明確な形で反映させることが可能となるように、これらの事項を株主総会決議事項とするための根拠規定として定款第 20 条（買収防衛策の導入等）を新設し、あわせて現行定款第 20 条以下の条数を順次繰り下げるものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 3 章 株主総会 (新設)	第 3 章 株主総会 <u>(買収防衛策の導入等)</u> 第 20 条 当会社の株主総会においては、法

<p>第 20 条～第 38 条 （条文省略）</p>	<p><u>令または本定款に別段の定めがある事項のほか、当会社株式の大規模買付行為に関する対応策（以下「買収防衛策」という。）の導入、継続、廃止または変更についても、その決議により決定することができる。</u></p> <p>2 <u>前項に定める買収防衛策の導入、継続、廃止または変更とは、当会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当会社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するために、当会社の発行する株式その他の権利の買付行為に関して、当該買付行為を行なおうとする者が遵守すべき手続およびこれに違反する者等に対する対抗措置等を当会社が定め、その適用を継続し、廃止または変更することをいう。</u></p> <p>第 21 条～第 39 条 （現行どおり）</p>
-----------------------------	--

### 3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日

平成 20 年 2 月 20 日

定款変更の効力発生日

平成 20 年 2 月 20 日

以 上